



平成 13 年 10 月 18 日

厚生労働省医政局
局長 篠崎 英夫 様

社団法人 全国自治体病院協議会
会長 小山田 惠
全国自治体病院協議会 中小病院問題委員会
委員長 青 沼 孝 徳

臨床研修制度についての要望書

第四次医療法改正に関連して、平成 16 年 4 月から診療に従事しようとするすべての医師は、卒後 2 年間の臨床研修を受けなければならないことになり、現在、厚生労働省医道審議会医師分科会医師臨床研修部会においては、医師の資質の向上、全人的医療の推進という改正の趣旨を踏まえ、研修制度の仕組み、研修内容等について検討が進められております。

このような状況に鑑み、当協議会として臨床研修制度のあり方はどうあるべきかに加え、これからの「期待される医師」を養成するために中小自治体病院が果たすべき役割は何か等について検討を重ねてまいりました。その結果、下記のとおり、とりわけ中小自治体病院における臨床研修は是非欠かせないものと確信し、臨床研修プログラムの一定期間を中小自治体病院においても実施できるよう下記の点について要望いたす次第であります。

記

- (1) 「期待される医師」を養成するには、研修方式は完全ローテート方式とし、専門医療のみならず、一定期間は救急医療、へき地医療、保健・医療・福祉・介護等の包括医療を体験させること。
- (2) 中小自治体病院での臨床研修の義務化
国民に良質の医療を提供するための基本的臨床能力を修得するには、行政・住民と密着してプライマリ・ケアを実践している中小自治体病院における臨床研修が極めて実効性が高いことから、臨床研修プログラムの一定期間を中小自治体病院においても実施できるようにすること。
そのためには現行の臨床研修指定病院の指定基準を「臨床研修病院は必ず医療圏内にある他の一つ以上の中小自治体病院と群を形成して指定を受けること」と改正願いたい。
また、「常勤医師数が医療法上の定員を満たしていること」等施設、人員に関する基準を緩和願いたい。
- (3) 研修医は出身大学に関係なく全国規模で各地の臨床研修指定病院に配置すること。
- (4) 臨床研修の財源のうち、研修医並びに指導医の給料は、診療報酬から出していた従来の方法を廃して国から直接支給すること。

添付資料：『期待される医師』を養成するために中小自治体病院が果たすべき役割（概要版）
『期待される医師』を養成するために中小自治体病院が果たすべき役割

『期待される医師』を養成するために中小自治体病院が果たすべき役割

社団法人 全国自治体病院協議会
中小病院問題委員会

先般の第四次医療法改正（平成13年3月施行）に関連して、医師法が改正され、平成16年4月から診療に従事するすべての医師は、卒後2年間の臨床研修を受けなければならないこと（卒後臨床研修必修化）が決まった。

現在、医師の資質の向上、全人的医療の推進という改正の趣旨を踏まえ、臨床研修病院のあり方、研修プログラムのあり方等について検討が進められているが、『期待される医師』を養成するには、医療・保健・介護・福祉など行政に密着した連携で住民中心の医療を展開している中小自治体病院における研修が極めて実効性が高いことを強調し、以下に、臨床研修において中小自治体病院が果たすべき役割を提案する。

〔中小自治体病院における臨床研修の目標と効果〕

卒後臨床研修必修化の目標は、国民に良質の医療を提供するための基本的臨床能力を修得することにある。

その修得の場として、全国津々浦々で行政・住民と密着してプライマリ・ケアを実践している中小自治体病院での臨床研修が極めて高い効果が期待できるのは以下の2つの理由による。

第1の理由は、中小自治体病院（医師）は地域住民のすぐ傍にいて、住民と同じ目の高さで病んだ人を診、その背景や家族の気持まで含めた全人的関係で住民生活の全体をサポートしており、一方、国の重要施策である医療、保健、介護、福祉の連携事業などの地域包括医療も実践し、さらに医療を取り巻く厳しい環境の中、医療経済を考えた効率性をも追求している。

以上の点は、専門医を志向する大病院研修では修得困難であり、専門医になる医師にも基本的臨床能力修得として必要なプログラムである。

第2の理由は、地域医療を志す医師の確保が期待できることである。都会への医師偏在は長年解決していない。

全国の大部分の過疎地医療を担っている中小自治体病院での研修により、住民に密着した医療が都会の大病院の専門医療と等しく重要であり、生きがいのある仕事であることが認識されることであろう。

〔厚生労働省医道審議会・医師分科会 臨床研修検討部会の理念を具現する中小自治体病院での研修〕

平成元年6月14日に旧厚生省医療関係者審議会臨床研修部会から厚生大臣あてに「卒後臨床研修目標」として具申された目標では、「期待される医師像」と「臨床研修の意義」を実現するために「具体的目標」を設定しているが、このうち、基本的診察、基本的検査、基本的治療、救急処置、末期医療、患者・家族との関係、医療の社会的側面、医療メンバー及び診療計画・評価については、特に中小自治体病院で学んだ方がよいか、あるいは中小自治体病院でしか学べないと考える。

〔中小自治体病院での研修の内容〕

研修内容は、大枠で国の定める内容に沿うものとする。患者への治療行為は指導医の指導の下に行なう。中小自治体病院での研修は、特に地域包括医療、地域福祉の実際を学び、経験することを第一とする。

医療、保健、介護・福祉について、次のような内容の項目を含む研修とする。

- ・ 医療………プライマリ・ケア、初期救急、外来(内科、外科等)、入院、在宅医療(往診、訪問診療、訪問看護)、出張診療所、医療連携、患者情報データベース、医療経済
- ・ 保健………学校保健、産業保健、母子保健、精神保健、生活習慣病対策
- ・ 介護・福祉………介護保険(ケアマネジメント)、主治医意見書、介護認定審査会、介護関連施設研修、行政研修、身体障害者福祉

〔中小自治体病院での臨床研修カリキュラム〕

前記の研修の目的、目標及び研修内容を前提とし、中小自治体病院が受け持つ期間については2～3ヶ月の研修が望ましいが、1ヶ月（4週間）の場合のカリキュラムの一例を示す。

【臨床研修カリキュラム】

	曜日	午前の研修	午後の研修
第1週 (病院研修)	月	眼科外来	眼科手術・検査 療養病床
	火	外科外来	外科手術 療養病床
	水	整形外科外来	整形外科手術・リハビリ 療養病床
	木	内科外来	内科特殊検査 療養病床
	金	泌尿器科外来	訪問診療
第2週 (施設研修)	月	老健施設研修 オリエンテーション、デイサービス実習	デイサービス実習
	火	老健療養(一般)実習	老健療養(一般)実習、特別養護老人ホーム
	水	老健療養(痴呆)実習	老健療養(痴呆)実習
	木	訪問看護ステーション実習 オリエンテーション	訪問看護実習
	金	訪問看護実習、在宅医療	在宅医療
	土		当直研修
第3週 (行政部門研修)	月	保健と医療と福祉の連携について 病院経営について 保健行政について	事務局長 事務長 健康課長
	火	地区ミニデイサービス実習	地区ミニデイサービス実習
	水	要介護予防教室実習	介護認定審査会見学
	木	さつき会作業所事業実習 (精神障害者の社会復帰への手助)	ヘルシートレーニング講座実習 (運動を取り入れた生活習慣病予防教室)
	金	乳幼児検診実習	地区健康教室実習
	土		
	日	日直研修	
第4週 (行政部門研修)	月	福祉行政について 福祉課長	学童保育事業実習
	火	心身障害者投産所実習	介護保険制度について 介護保険課長
	水	介護支援相談等訪問実習	ケアマネージャー業務模擬実習 認定審査会実習
	木	居宅介護サービス事業について 社会福祉協議会 訪問介護サービス実習	訪問入浴介護サービス実習
	金	まとめ(総括)	センター長講話 センター長

【研修の評価】

中小自治体病院における研修の評価は、特に前記の「具体的目標」の中の「(9)末期医療」、「(10)患者・家族との関係」、「(11)医療の社会的側面」及び「(12)医療メンバー」の評価において、研修医の包括的地域医療の実践、全人的な医師の養成のための視点が必要である。

具体的な評価項目は、研修目標に適う、患者とその背景、さらには地域までも考慮した医師像への評価である。

【臨床研修指定基準の改善の必要】

以上のように、中小自治体病院を臨床研修の場として実効ならしめるため、現行基準を「臨床研修病院は必ず医療圏内にある他の一つ以上の中小自治体病院などと群を形成して指定を受けること」と改正願いたい。

また、「常勤医師数が医療法上の定員を満たしていること」等施設、人員に関する基準は厳しいため、その基準の緩和を求めたい。

【研修医は出身大学に関係なく全国規模で各地の臨床研修指定病院に配置すること】

研修医の配置をマッチングすることで、研修医と指導医の客観的相互評価がされ、臨床研修の質の向上をはかる。

【臨床研修の財源】

臨床研修の財源のうち、研修医並びに指導医の給料は、診療報酬から出していた従来の方法を廃して国から直接支給することが責任ある研修制度確立に不可欠である。

【全国国民健康保険診療施設協議会との連携】

かなりの中小自治体病院は、指導医、設備とも不足し、医師の卒後臨床研修を行なうことは困難を伴うのが現実であるが、中小自治体病院や国保診療所には地域医療に情熱を傾けている医師が多数存在していることもあり、都市部に偏在する臨床研修指定病院だけでは行なえない臨床研修を中小自治体病院で引き受けることは、「期待される医師」の養成に大きく貢献することになり、また、地域医療に若い医師の関心を向けさせる良い機会にもなる。このようなことから、中小自治体病院のなかで臨床研修を引き受けることのできる病院は可能な限り引き受けていくことが、地域医療、へき地医療に日夜懸命に努力している中小自治体病院の今後のあり方の一つでもあると考える。

また、中小自治体病院における臨床研修を制度的に定着させるためには、当協議会として、国に対する働きかけはもちろんのことであるが、他の病院関連団体、特に、中小自治体病院の多くが所属し、保健・医療・福祉の連携による地域包括医療を積極的に展開している全国国民健康保険診療施設協議会(国診協)と情報、意見の交換を活発に行い、連携を密にしてより良い研修体制を構築していくことも重要であると考えます。